

重大な犯罪被害に遭われた方・御家族の方へ

報道機関による取材対応等を弁護士に委嘱する場合、
県が費用の一部を支援します。

【広島県二次被害防止・軽減支援金の御案内】

支給対象者

故意の犯罪行為（殺人、傷害等）により、
重大な犯罪被害（死亡又は重傷病）を負った、
犯罪被害者又はその御家族

支給額

23万円
※県が口座に直接振り込みます。

支給要件

次の全ての要件を満たす支給対象者に支給します。
○申請時点で県内に在住
○報道機関による取材対応等を弁護士に委嘱

支給しない
場合

次のいずれかの場合、支給しないことがあります。
○犯罪被害者等と加害者との間に親族関係がある場合
（支給対象者が未成年の場合は除く）
○犯罪被害者等が犯罪行為を誘発した場合
○犯罪被害者等が暴力団員等であった場合
○支援金を支給することが社会通念上適切でない場合

申請期限

犯罪被害を知った時から1年以内

申請方法

申請様式等を県HPでダウンロードの上、
申請窓口へ郵送又は持参

【重大な犯罪被害を負った方の経済的支援について】

URL：

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/higaisha/>



【申請窓口】

広島県環境県民局県民活動課 暮らし安心推進グループ

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL 082-513-2744

メール kankatsudo@pref.hiroshima.lg.jp